

第3節 林野火災対策の実施

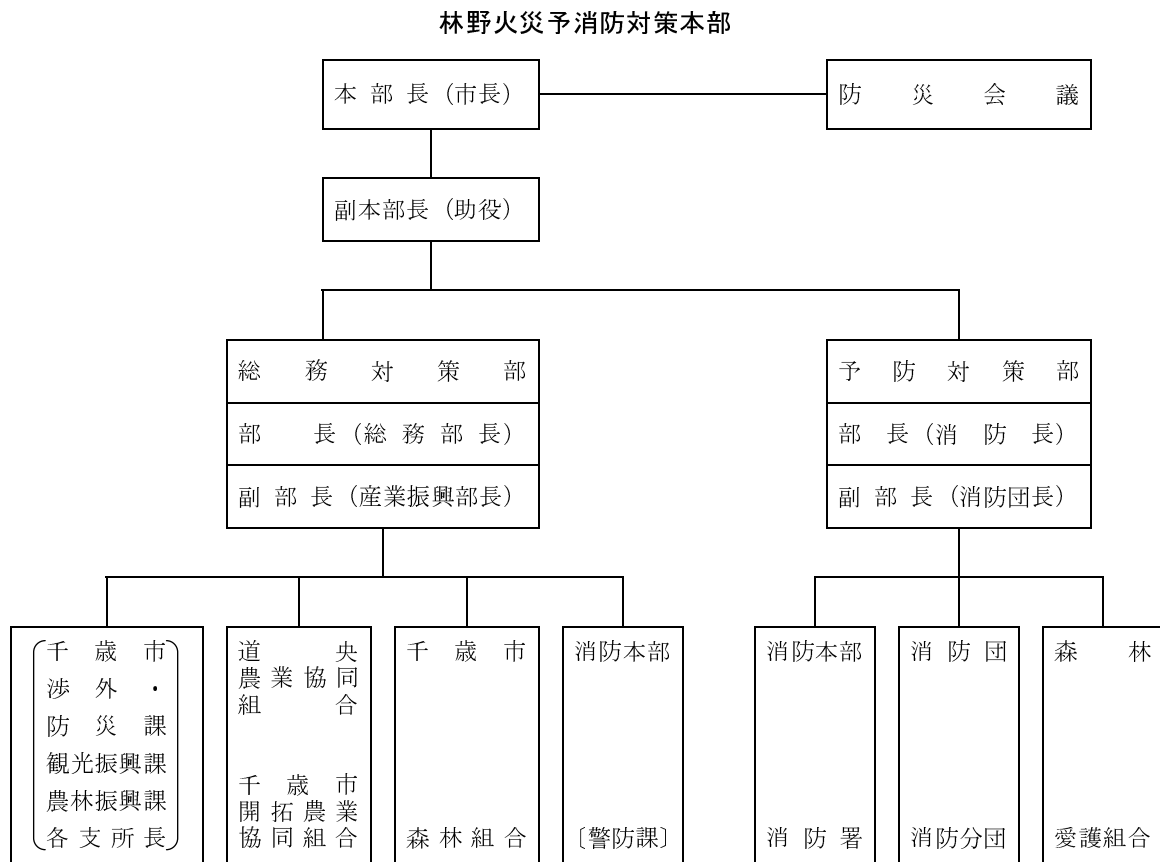
第1 林野火災予防対策

1 林野火災予防実施期間

毎年4月から6月までとし、特に4月下旬から5月末までを「強調期間」とする。

2 林野火災予消防対策本部の設置

林野火災の予防対策を強力に推進するため、林野火災予防実施期間中、防災会議に林野火災予消防対策本部を設置する。



備考 1 総務対策部は、林野火災予防対策に係る企画、林野火災気象通報その他の情報の収集、伝達及び本部長からの指示事項の周知徹底を図る。

2 予防対策部は、予防広報、巡回巡視及び火気の取締りに係る指導等を行う。

3 発生原因別対策

林野火災発生原因のほとんどは人為的なものであるため、市及び関係機関は、次により原因別に対策を講ずる。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

- ア タバコ、たき火の不始末による失火については、十分な思想の啓発を図る。
- イ 入林しようとする者には、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。
- ウ 掲示板を設置し、啓発する。
- エ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

オ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入対策

林野火災予防実施期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入対策として次の事項を推進する。

ア 火入れ方法の指導

イ 火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させるとともに、許可標旗を貸与して掲揚するよう指導する。

ウ 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。

エ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

オ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野から失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(4) 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、林野火災予防実施期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずる。

ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

イ 事業箇所には、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を備える。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

エ 鉦山、道路整備等林内で事業を行う者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

(5) 自衛隊演習地対策

自衛隊は演習地の火災発生を防止するため、林野火災予防実施期間中、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずる。

ア 演習地に入入りする者に対する防火啓発

イ 演習地及び近接地における林野火災発見時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

(6) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、林野火災予消防の中核体をなすものであるから、市及び消防機関に協力し、林野火災の予消防に努める。

(7) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発

見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

第2 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、市は平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り、ジェット・シューター等の消火資器材及び空中消火用薬剤の備蓄に努める。

1 消防活動

千歳市消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

2 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、地震災害対策編第3章第9節「避難」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

3 自衛隊派遣要請

市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対し地震災害対策編第3章第6節「第2 自衛隊の派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 広域応援

市及び千歳市消防本部は、災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、地震災害対策編第3章第6節「第3 応援協定等」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請する。